

知立市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」という。）の権利を擁護するため実施する知立市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、知立市とし、事業実施に当たっては、権利擁護に関する専門知識及び実績を有する適切な団体に委託して行うものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する認知症高齢者等並びに当該認知症高齢者等の家族及び当該認知症高齢者等を支援する者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第4条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談
- (2) 成年後見制度の利用に関する手続の支援
- (3) 成年後見制度の普及及び啓発
- (4) 関係機関との連携
- (5) 市長申立てに関する事務支援
- (6) その他市長が必要と認めた事業

(運営委員会)

第5条 事業の適切な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営その他事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。